

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所は、原則として、限定的に認められた事項しか広告できません。

## 次のような広告は違反となります

- ・ **虚偽広告** → 事実と異なる広告  
(例)「都道府県知事の許可取得済み」、「厚生労働省認可施術所」等
- ・ **誇大広告** → 事実を不当に誇張して表現する等、人を誤認させる広告  
(例)「どんなお客様も医療保険療養費支給申請ができます」、「知事へ届出済みの優良施術所です！」等
- ・ **比較優良広告** → 他施術所等と比較して優良である旨の広告  
(例)「県内で唯一、〇〇に対応しています!」、「出張施術はここだけ」等
- ・ **公序良俗に反する内容の広告** → わいせつ若しくは残虐な図画や映像又は差別を助長する広告
- ・ **品位を損ねる内容の広告** → 品位を損ねる内容の広告  
(例)「保険適用でとってもお得に施術が受けられます!」、「交通事故無料」等
- ・ **広告不可な施術所の名称** →
  - ① 「病院又は診療所等」と誤解する恐れがある語句を含む名称  
(例)「診療所」、「治療所」、「治療室」等
  - ② あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称  
(例)「カイロプラクティック」、「整体」、「リラクゼーション」等
  - ③ 施術内容・技能・方法を示す語句を含む名称  
(例)「東洋医学」、「中国鍼灸」、「美容鍼灸」、「不妊鍼灸」等
  - ④ 対象者を限定する語句を含む名称  
(例)「レディース」、「子ども」、「スポーツ」、「交通事故専門」等
  - ⑤ 効能を含むもの、優良な施術所と思わせる語句を含む名称  
(例)「姿勢改善」、「小顔矯正」、「(施術が優良である意味で)巧み」等
  - ⑥ 施術所と分かりにくい名称  
(例)「〇〇堂」、「〇〇館」、「〇〇道場」、「〇〇センター」等

そのほか、限定的に認められた事項など、詳細については厚生労働省「あはき・柔整広告ガイドライン」をご参照ください。